

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用（土木工事）

1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」という。）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」という。）を設計変更する運用を実施するにあたり、土木工事に必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 対象資材

- （１）対象資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。対象資材は下表を想定している。

対象資材

塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板

- （２）一般財団法人経済調査会および一般財団法人建設物価調査会等の調査機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とする。ただし、建設資材の流通状況は日々変動しているため、受注者から対象資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の①～③の場合における調達変更により必要となる経費をいう。

- ① 対象資材の代替資材を調達した場合
- ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 対象資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 手続き

- （１）令和８年８月５日以降に公告する工事については、「土木工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関する特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）を添付し、本運用の対象工事であることを明示したうえで、工事の発注を行うものとする。
- （２）令和８年８月４日以前に公告した工事（既契約工事を含む）については、指示書に特記仕様書を添付し、当該工事が本運用の対象工事であることを通知するものとする。
また、変更契約を行う場合は、設計図書に特記仕様書を添付するものとする。
- （３）代替資材の調達又は流通状況を踏まえ、通常と異なる調達経費が別途必要となる調達

をせざるを得ない場合は、受注者は、当該資材を購入する前に「(様式1) 対象資材に関する協議書」を工事打合せ簿で監督員に提出し、協議を行うものとする。

- (4) 設計変更に際し、受注者は、「(様式2) 対象資材に関する実施報告書」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、請求書等の証明書類を工事打合せ簿に添付し監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、代替資材を調達する場合には、当該代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (6) 妥当性が確認された別途調達経費については設計変更の対象とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。
- (7) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約約款第25条(スライド条項)の対象外とする。
- (8) 設計変更に伴い必要となる工期については、適切に変更するものとする。
- (9) 受注者は、設計図書その他本工事の履行に関し疑義を生じたときは、その旨を書面により監督員に報告し、協議を行うものとする。

5. 積算方法

(1) 設計変更を行う対象数量

- ・ 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

- ・ 換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。
- ### (2) 設計変更に用いる材料単価
- ・ 受注者から提出された証明書類に記載された購入単価を使用する。
 - ・ 実際の購入単価が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。

- ・ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている単価を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出方法

- ・ 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
- ・ (2) で算出した材料単価と設計変更前の設計単価との差額に(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を加算して求める。
- ・ 土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、対象資材の当初契約時点（特例措置を適用している場合は措置後時点）での実勢価格と実際の購入価格との差額を計上して設計変更を行うこと。

(4) 設計変更の時期

- ・ 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

6. 適用

令和8年8月5日以降に公告する工事に適用する。

なお、令和8年8月4日以前に公告した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。